## （参考）国税局調査部における取組

## 納税者の税務コンプライアンスの維持•向上に向けた取組 ～協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進～

OECD税務長官会合（FTA ：Forum on Tax Administration）などの国際的な議論においては，税務コンプライアンス向上のためには，調査のみな らず，税務当局と大企業が協力的に行動する取組（Co－operative Compliance Approach）が重要であるとされています。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」と いう国税庁の使命を果たしていくため，我が国においてもこれを「協力的手法」と称し，自発的な適正申告が期待できる大企業には，以下 のような取組を行うとともに，調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分することとしています。

## 程路に関するコーポレートガバナンス <br> の充実に向けた取組

大企業の税務コンプライアンスの維持•向上を図るためには，経営責任者の積極的な関与の下，大企業が自ら税務に関するコーポレートガバ ナンス（以下 「税務C G 」といいます。）を充実させていくことが重要かつ効果的であることから，その充実を促進することを目的とした取組です。
※ 税務CG：税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し，必要な内部体制を整備すること

国税庁ホームページ（www．nta．go．jp）
（ホーム／利用者別に調べる／法人の方／大規模法人向けの情報を調べる／大規模法人の税務コンプライアンスの維持•向上を図る取組に関する情報／税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ））

##  <br> のための磪㫽表の活用

納税者が申告書提出前に自主的に申告書の記載誤り等を防止すること ができるよう，税務上誤りが生じやすいと認められる事項を表形式でと りまとめた「申告書確認表」と「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を，申告書作成前と提出前に活用していただくことを目的と して国税庁ホームページに公表しています。

国税庁ホームページ（www．nta．go．jp）
（ホーム／利用者別に調べる／法人の方／大規模法人向けの情報を調べる／大規模法人の税務コンプライアンスの維持•向上を図る取組に関する情報／「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ））

# 程路に開するコーポレートガバナンス 

の充実に向けた取組

## 取組の䋹要

## 企 業

（1）税務CGの確忍

## 当局

（4）要改善事項への対応

## 不適切な税務処理の発生リスク軽減税務調査対応の負担軽減

（2）税務CGの判定

## ③ 経営責任者等との面談

（要改善事項の伝達等）
※ 調査（査察）部所管法人のうち，調査部特別国税調査官所掌法人（約500社）を対象
（1）税務調査の機会に税務CGの状況を確認
（2）確認結果を踏まえ，その法人の税務C G の状況を評価•判定
（3）調査終了時に，国税局調査（査察）部長等が法人の経営責任者等と面談し評価結果を伝達するとともに，今回調査での是正事項の再発防止策を含め，要改善事項に関して，効果的な取組事例を紹介しつつ意見交換
（4）法人の経営責任者等はその面談を踏まえ，要改善事項への対応を行う

## 令和3事務年度からの取組の見臬し

これまで，税務 C G の状況が良好で一定の条件を満たした大企業については，次回調査の時期を延長する等の取組を行っていましたが，調査部においては，税務C G の状況を含む各種要素の分析に基づき個々の法人の税務リスクを判定 し，その税務リスクに応じて調査時期や調査体制等を決定していることとの整合性を図る観点から，令和 3 年 7 月以降に実施する税務 C G の取組より，調査時期の延長等の措置について発展的に解消するとともに，企業の税務CGの状況 を3段階で評価し，その評価結果を口頭で伝達するなど見直しを行いました。

[^0]
## 各頊目の判定結渠

$0 \% \quad 10 \% \quad 20 \% \quad 30 \% \quad 40 \% \quad 50 \% \quad 60 \% \quad 70 \% \quad 80 \% \quad 90 \% \quad 100 \%$

※ 1 平成 26 ～令和 2 事務年度に判定を行つたもの（416社）を集計。
2 上記期間内に複数回判定を行つた法人については，直近の判定結果により集計。

## 効果的な改善事例

大企業は，コーポレートガバナンスの充実を図る中，税務コンプライアンス の維持•向上に効果的な取組を実施しています。税務調査で把握された誤り等 について，企業が再発防止に向けた改善策を策定し，適切に運用することは，税務コンプライアンスを維持•向上させる上で重要です。

次の事例は，税務調査における指摘事項に対して調査後に企業が取り組んだ改善策の中で，次回調査において再発防止が図られているとして実効性が認め られた取組の一例です。

## 事例 1

（指摘事項）
$\checkmark$ 貯蔵品計上漏れ

## （再発防止策）

＞トップマネジメントの指示の下，指摘を受けた貯蔵品はもとより棚卸商品全般について，経理財務グループが主導となって全社的に徹底した確認を行う等管理体制の見直しを行うとともに，新たな経理システムを導入する ことにより入出庫管理を徹底する等の改善を図った。

## 事例 2

（指摘事項）
$\checkmark$ 販売促進費の過大計上

## （再発防止策）

＞指摘後，直ちにトップマネジメントから経理部に対し再発防止策の策定指示を行い，以下の改善策を講じるとともに，全国の事業所へ経理部が臨場 し，調査結果報告及び再発防止策について説明会を実施することで，支払業務の正確性及びコンプライアンスの強化に取り組んだ。

- 概算払（支払通知型）から請求払（請求照合型）への精算方法の変更
- 販促費管理のための専任職の新設による業務分担の見直し


## 申告書の白主点検と税跭上の白三主監棺 のための確認詰の活用



## 1 <br> 

＜活用時期＞申告書作成後（提出前）
＜活用効果＞別表調整など申告



| 項 | 目 | No． | 確 認 内 容 |  | 認 | 結 | 果 | 確認結果が「否」の場合の対応 （申告調整の有無等） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 収益 |  | 1 | 収益認識基準（※）の適用対象となる資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の販売等」といいます。）に係 る収益の額は，法基通2－1－1ただし書の場合を除き個々の契約ごとに計上していますか。 <br> ※ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」 | 口適 |  |  | 口非該当 |  |
|  |  | 2 | 収益の計基準に照らじ，当事業年度に計上すぎきであるに もかかわらず，翌事業年度に計上している収益の額はありませ んか。 | 口適 | 口否 |  | 口非該当 |  |
|  |  | 3 | 収益の計上基準を変更じた場合，その理田は合理的がつ適切 ですか。 | 口適 |  |  | 口非該当 |  |

これらの確認表を活用していただいた場合には，「会社事業概況書」の所定の欄に，
「活用の程度」を記載いただきますようお願いいたします。

## 改訂版の揭䡛予定

来年 2 月頃に，令和 3 年度税制改正等に対応した改訂版を国税庁ホームペー ジに掲載予定です。


[^0]:    国税庁ホームページ（www．nta．go．jp）
    （ホーム／利用者別に調べる／法人の方／大規模法人向けの情報を調べる／大規模法人の税務コンプライアンスの維持•向上を図る取組に関する情報／税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）／税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の見直しについて（令和3年6月））

